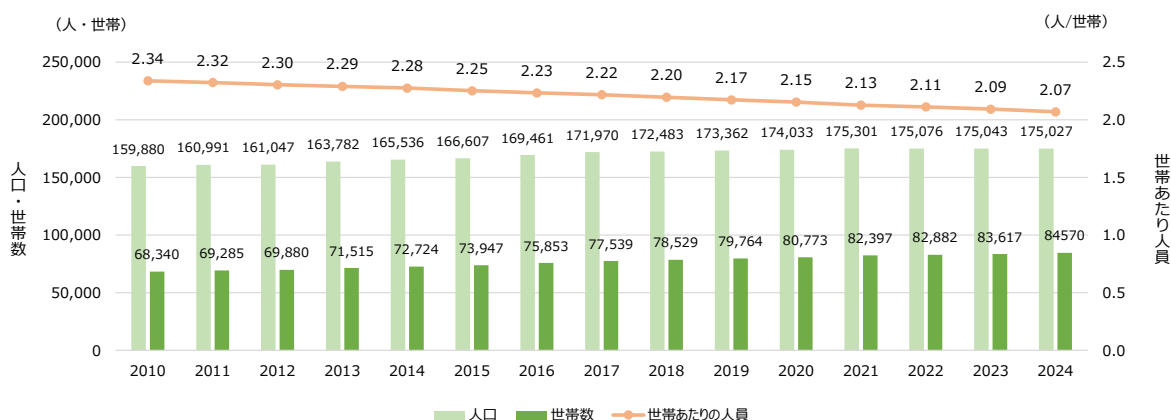


資料編

1 地域特性

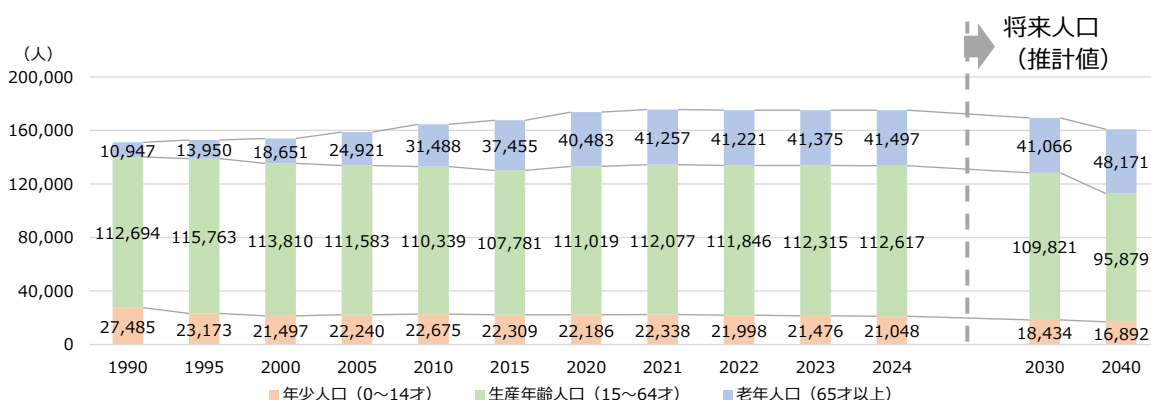
(1) 人口・世帯数

本市の人口・世帯数はともに増加傾向にあります。将来的には減少傾向に転じることが予測されていますが、令和6(2024)年3月末時点で人口は175,027人、世帯数は84,570世帯となっています。



人口・世帯数・世帯人員の推移

(資料：人口・世帯数 「習志野市統計書」より作成)
※各年3月31日現在



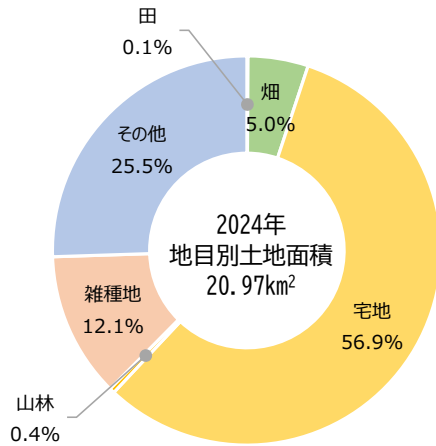
年齢別人口の推移と将来人口

(資料：2024年まで 「習志野市統計書」より作成)
(資料：2030年・2050年 「習志野市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」より作成)
※1990年～2024年の各年における時点は以下のとおり。
2020年まで…各年10月1日現在
2021年以降…各年9月30日現在

(2) 土地利用状況と住宅形態

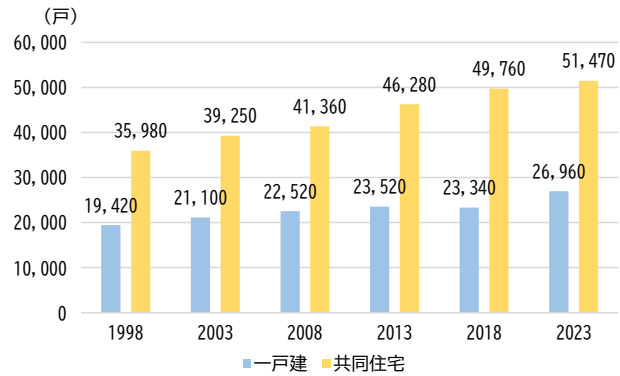
土地利用としては宅地面積が最も多く、市域の半数以上を占めています。

居住形態をみると、一戸建及び共同住宅の戸数はともに増加しており、割合としては共同住宅が住宅全体の6割以上を占めています。



地目別土地割合の内訳

(資料:「習志野市統計書」より作成)



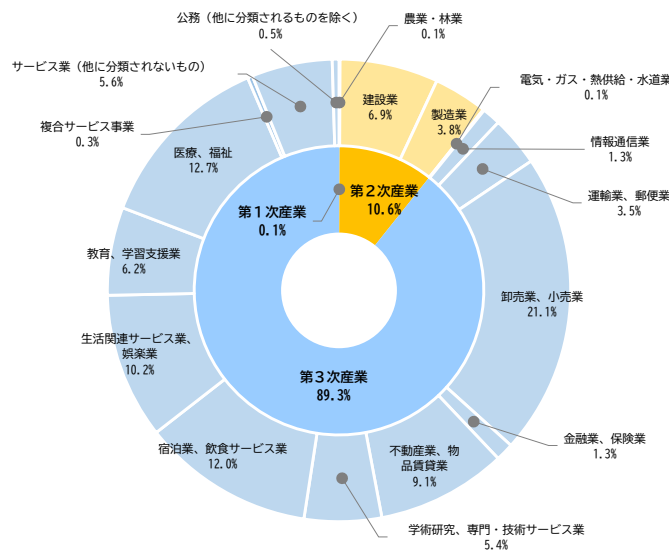
建て方別住宅数の推移

(資料:「住宅・土地統計調査」(総務省統計局)より作成)

(3) 産業

2021(令和3)年度における市内の事業所数は4,061事業所、従業者数は60,950人です。事業所数の内訳をみると、第3次産業が全体の9割程度を占め、業種別には卸売業・小売業(21.1%)、医療・福祉(12.7%)、宿泊業・飲食サービス業(12.0%)の順に多くなっています。

また、中小規模の事業所が多く、従業者規模が19人以下の事業所が全事業所の8割を占めています。



産業中分類別事業所割合の内訳

(資料:「令和3年経済センサス活動調査」(総務省統計局)より作成)

(4) 交通

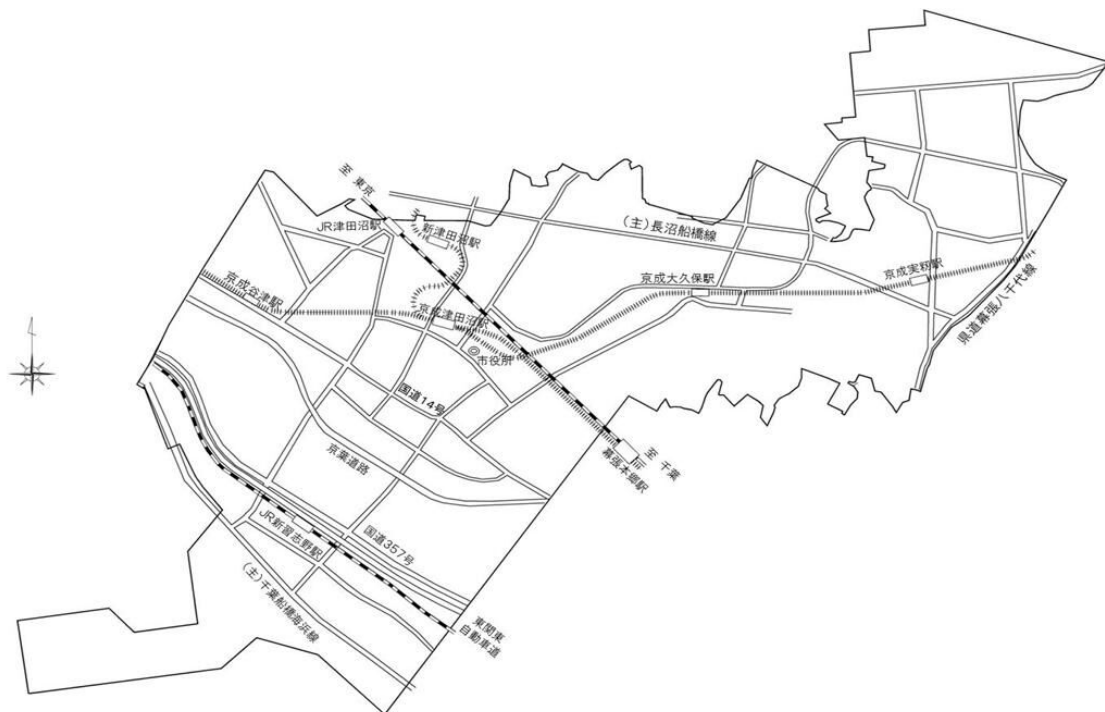
鉄道は JR 東日本(総武線・京葉線)や京成電鉄(京成本線・京成千葉線・京成松戸線)、バスは京成バスや千葉シーサイドバス等が通じており、交通ネットワークが充実しています。

道路では、国道 14 号、国道 296 号、国道 357 号のほか、県道千葉・船橋海浜線、県道幕張・八千代線、県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線等が幹線道路となっています。

市内の公共交通機関

交通機関	社名	駅名・バス路線	
鉄道	JR 東日本	総武線	津田沼駅
		京葉線	新習志野駅
	京成電鉄	京成本線	谷津駅、京成津田沼駅、京成大久保駅、実籾駅
		京成千葉線	京成津田沼駅
		京成松戸線	京成津田沼駅、新津田沼駅
バス	京成バス	12 路線(習志野市コミュニティバス「ハッピーバス」を含む)	
	京成バス千葉セントラル	6 路線	
	千葉シーサイドバス	3 路線	
	平和交通	1 路線	
	京成タクシーセントラル	2 路線(習志野市コミュニティバス「ナラシド♪バス」)	

※令和 7(2025)年 4 月 1 日現在



習志野市内の交通網

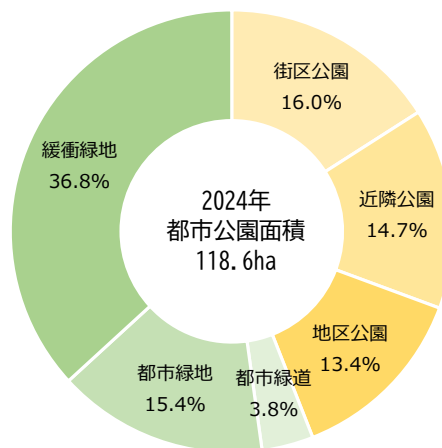
(出典:「令和 5(2023)年版習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)」)

https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/kankyoseisaku/gyomu/tokei/h18_kankyohakusho/index.htm

(5) 公園・緑地

本市における都市公園の面積は概ね一定で推移しており、令和6(2024)年度末現在、総面積は118.6haとなっています。都市計画区域人口1人あたりに換算した面積は6.8m²/人であり、県内の人口密度に近い自治体のなかでは比較的高い値となっています。

また、習志野市緑の基本計画によると、緑の現況量は市域全体に対し21.0%となっています。



都市公園の状況

緑地の現況量

区分	面積	1人あたり面積
都市公園	118.6ha	6.8m ² /人
都市公園等	158.1ha	9.0m ² /人
緑地全体	267.7ha	15.3m ² /人

緑の現況量

区分	面積 (ha)
緑地	267.7
緑の空間	173.1
合計	440.8
市域全体に対する割合 (%)	21.0

※緑地については、令和6(2024)年12月時点。

※緑の空間については、令和6(2024)年8月時点。

(資料:「習志野市緑の基本計画」より作成)

2 策定体制と経過

(1) 委員名簿

■ 習志野市環境審議会

役職	氏名(敬称略)	職業(所属団体)等
会長	朝倉 暁生	東邦大学理学部 教授
副会長	田中 真太郎	習志野市議会議員
委員	荒原 ちえみ	習志野市議会議員
委員	金井 宏志	習志野市議会議員
委員	村上 和仁	千葉工業大学大学先進工学部 教授
委員	小田 僚子	千葉工業大学創造工学部 教授
委員	今野 大輝	東邦大学理学部 准教授
委員	武村 武	日本大学生産工学部 教授
委員	佐藤 克己	日本大学生産工学部 教授
委員	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
委員	吉田 文雄	習志野市連合町会連絡協議会
委員	桜丘 けい子	習志野商工会議所女性会 会長
委員	梓澤 キヨ子	習志野商工会議所女性会
委員	渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合 理事
委員	有田 和實	NPO 法人 樹の生命を守る会 樹木医
委員	香取 裕子	公募委員
委員	三浦 由久	公募委員
委員	古月 美恵	公募委員

※令和7(2025)年5月現在。

■ 習志野市環境基本計画策定検討委員会

会長	都市環境部技監
副会長	都市環境部次長
委員	政策経営部次長、総務部次長、協働経済部次長、健康福祉部次長、こども部次長、教育委員会学校教育部次長、教育委員会生涯学習部次長、消防本部次長、企業局業務部次長、企業局工務部次長

※令和7(2025)年5月現在。

■ 習志野市地球温暖化対策検討会

会長	都市環境部技監
委員	総合政策課長、資産管理室施設再生課長、危機管理課長、情報政策課長、契約検査課長、産業振興課長、都市政策課長、環境政策課長、都市計画課長、公園緑地課長、建築指導課長、クリーンセンタークリーン推進課長、教育総務課長、企業総務課長、工務管理課長

※令和7(2025)年5月現在。

■ 習志野市環境基本計画策定検討委員会作業部会

部会長	環境政策課長
副部会長	公園緑地課係長
委員	都市政策課、環境政策課(環境保全係)、クリーンセンター クリーン推進課、クリーンセンター 業務課 各係長相当職

※令和7(2025)年5月現在。

(2) 審議経過

	日付	会議	議題
令和6 (2024) 年度	8月21日	習志野市環境基本計画策定検討委員会作業部会	・習志野市環境基本計画策定について ・アンケート調査の実施について
	9月26日	習志野市環境基本計画策定検討委員会	
	10月17日	習志野市環境審議会	
	3月14日	習志野市環境基本計画策定検討委員会	・アンケート調査結果について ・習志野市環境基本計画骨子案について
	3月18日	習志野市地球温暖化対策検討会	
	3月21日	習志野市環境審議会	
令和7 (2025) 年度	6月27日	習志野市地球温暖化対策検討会	・次期習志野市環境基本計画案について
		習志野市環境基本計画策定検討委員会	
	7月28日	習志野市環境審議会	・習志野市環境基本計画案(素案)について
	9月24日	習志野市環境審議会	・習志野市環境基本計画案(素案)の諮問について
	3月18日	習志野市環境審議会	・習志野市環境基本計画について

3 アンケート調査の主な結果

(1) 調査の目的

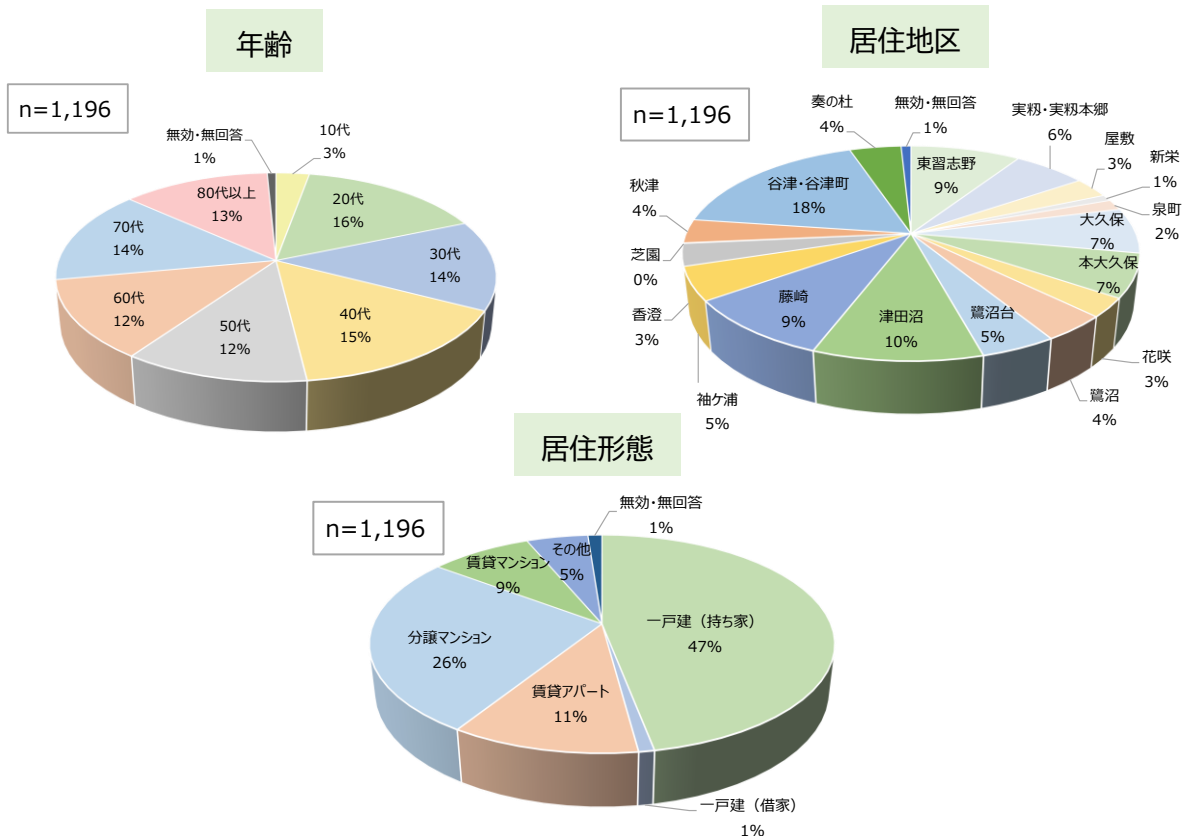
市民・事業者から、環境に関して日頃感じられていることやご意見をお聞きし、計画策定の参考とするため環境に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

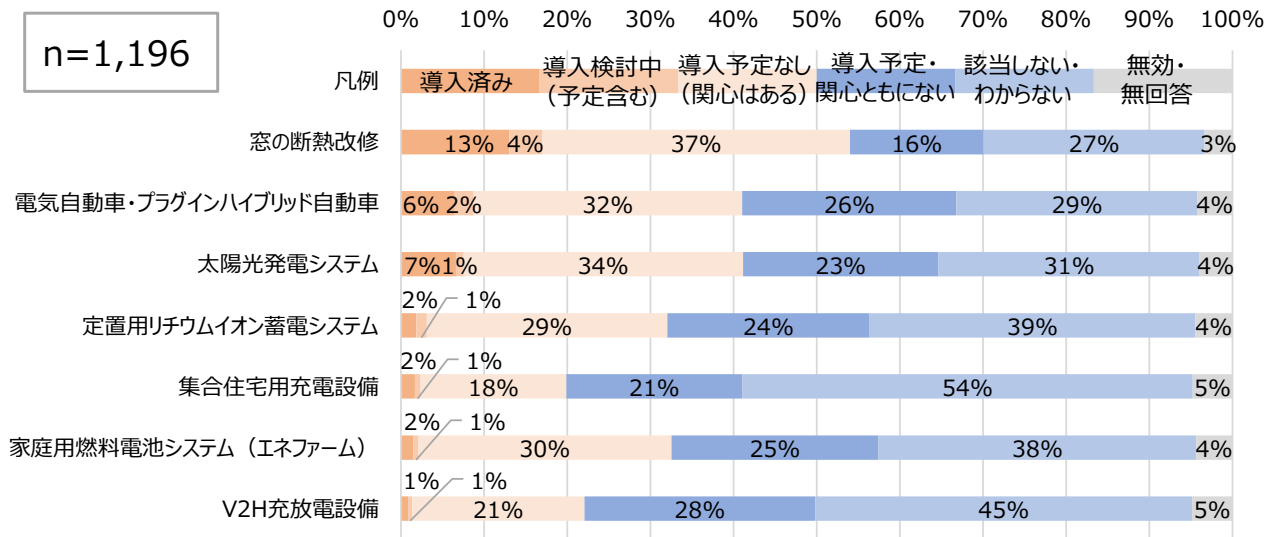
	市民	事業者
調査対象	市内在住の18歳以上 3,000人	市内で事業活動を行っている 783事業所
調査方法	配布方法:調査票(二次元バーコード付き)の郵送 回収方法:返信用封筒による調査票の郵送またはWEB回答	
調査期間	令和6(2024)年11月18日~12月2日	
有効回答数	1,196(うち、WEB回答417)	274(うち、WEB回答86)
有効回答率	39.9%	35.0%

(3) 調査結果概要

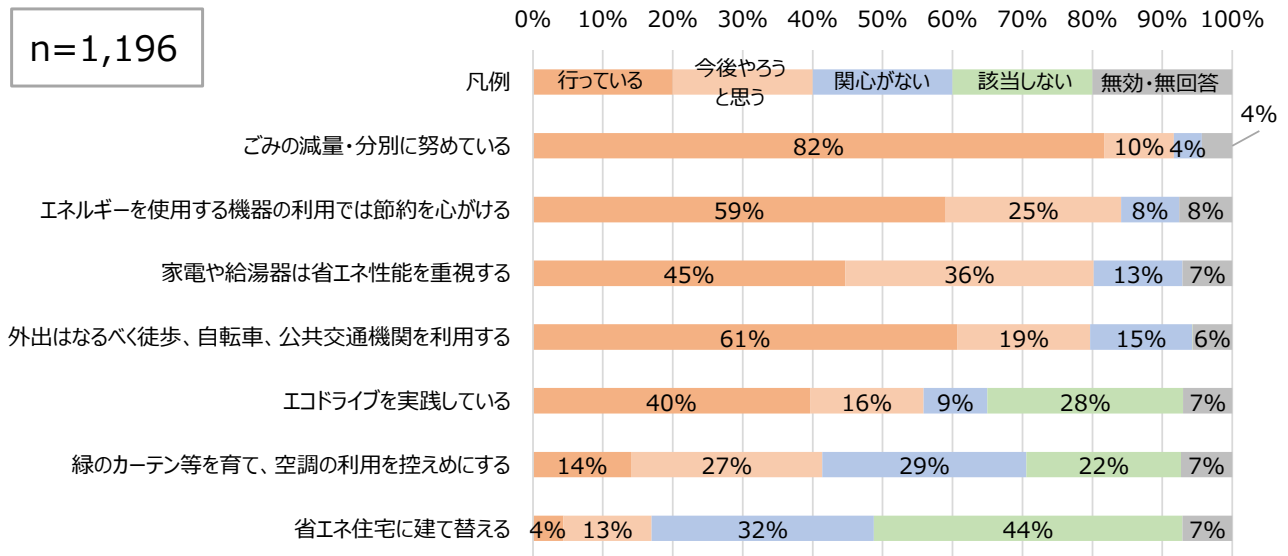
■ 市民 回答者の属性



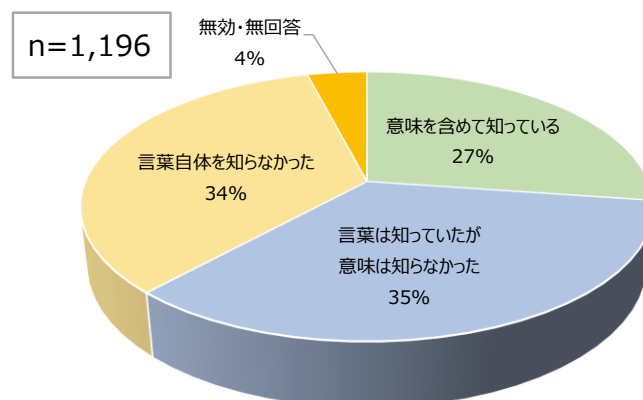
省エネ設備等の導入状況



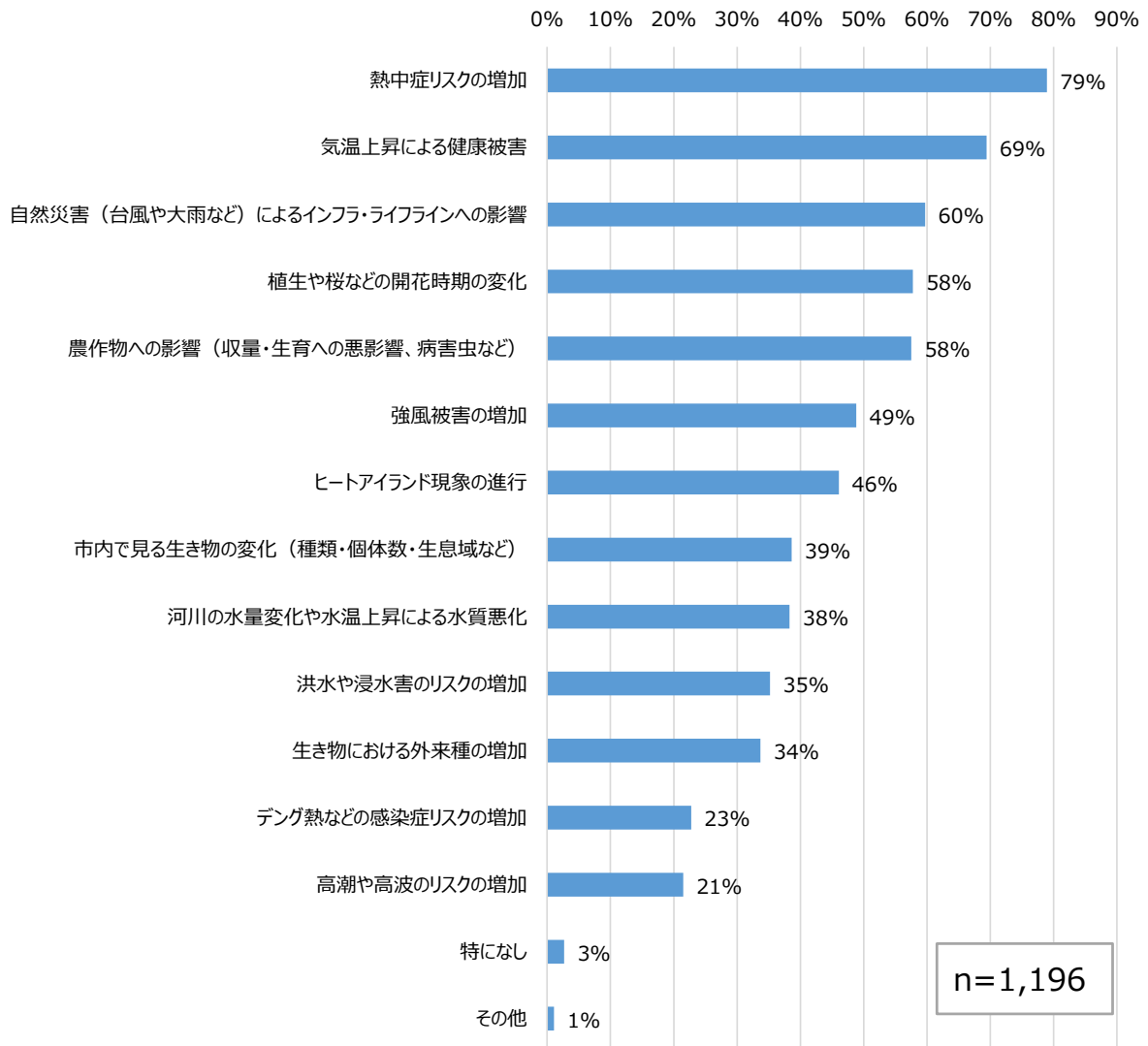
省エネ行動等の実施状況



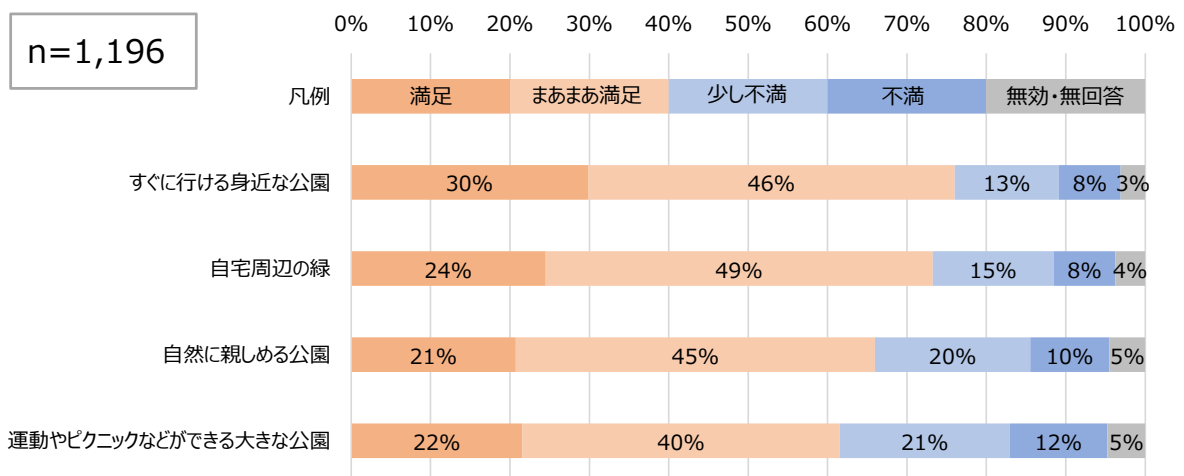
“適応”という言葉の認知度



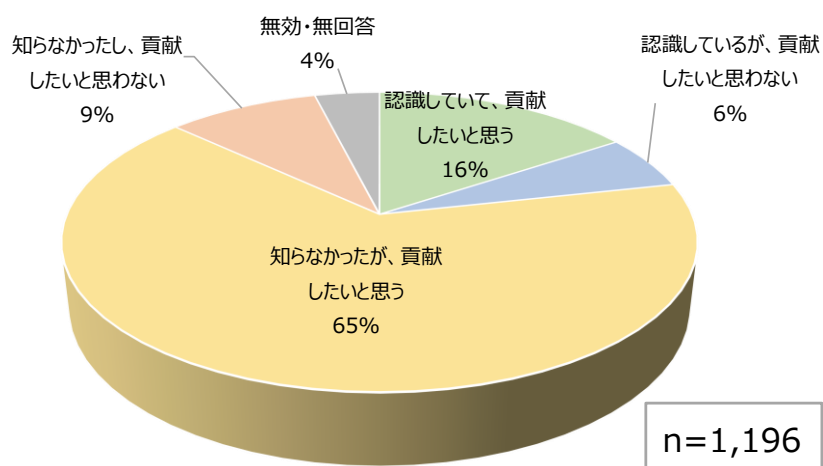
本市ですでに起きている、または今後起きる可能性が高いと感じる気候変動の影響



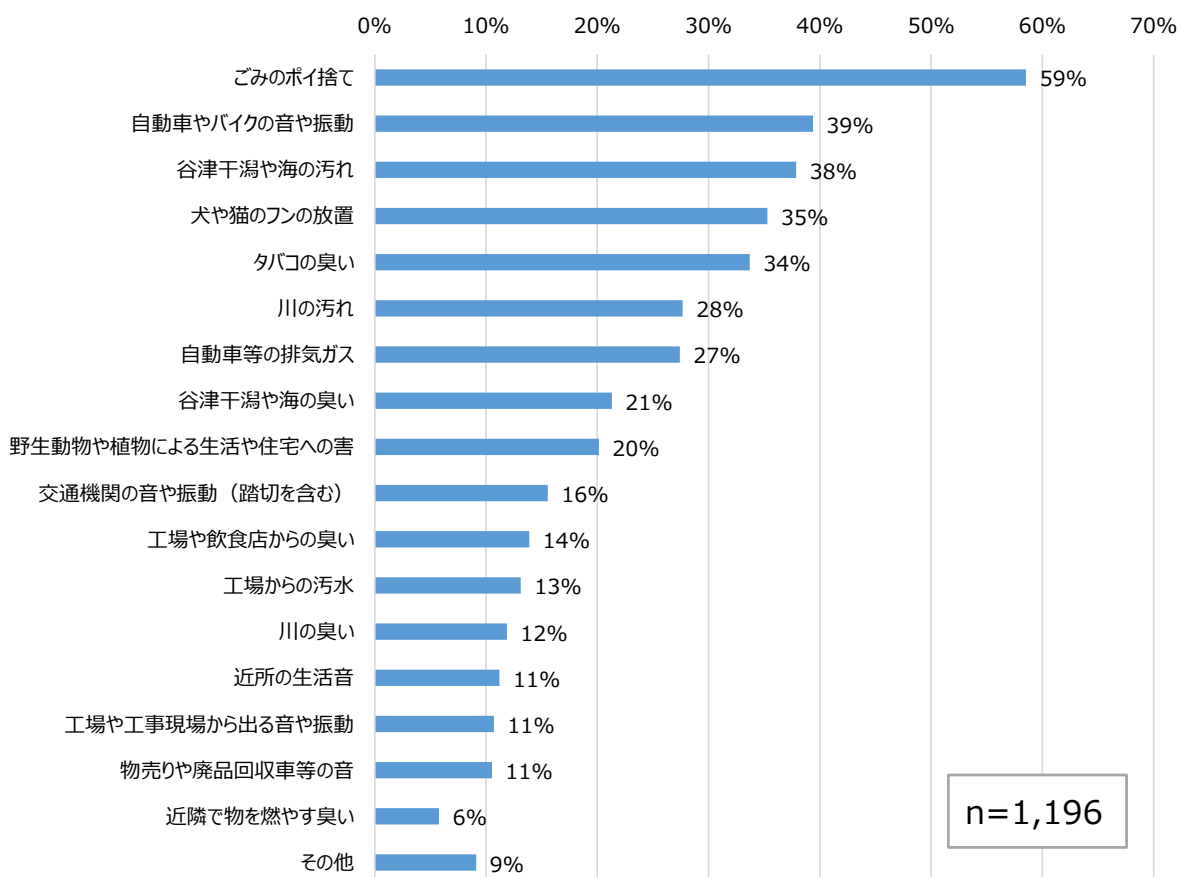
市内の緑や公園における満足度



生物多様性に関する動向の認知度・意識



生活の中で気になること



第1章

第2章

第3章

第4章

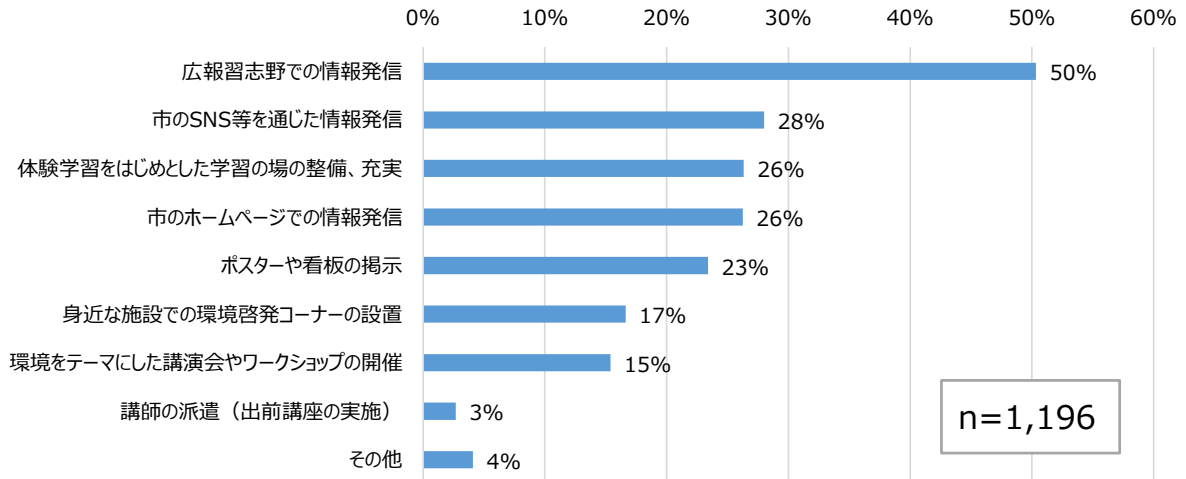
第5章

第6章

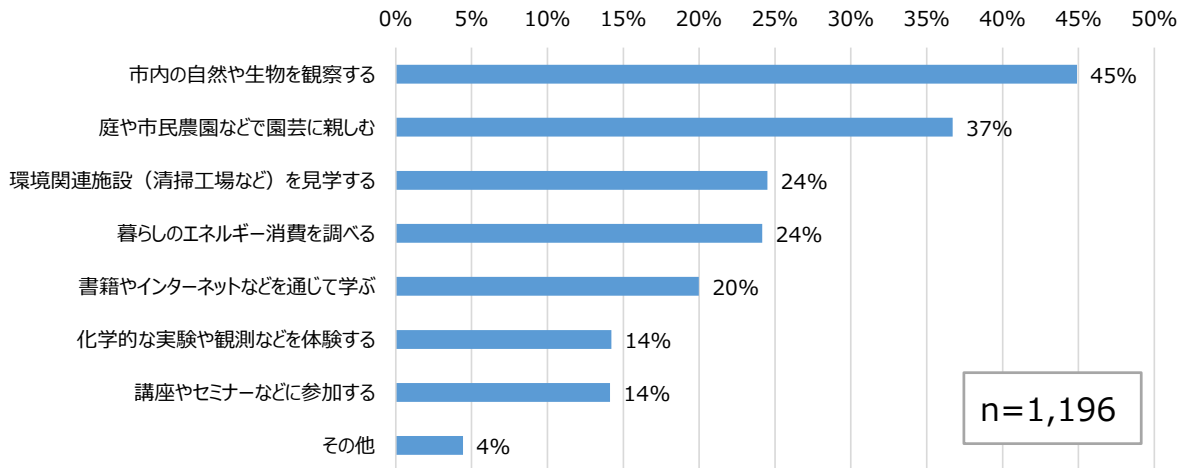
第7章

資料編

環境に関する情報発信の方法

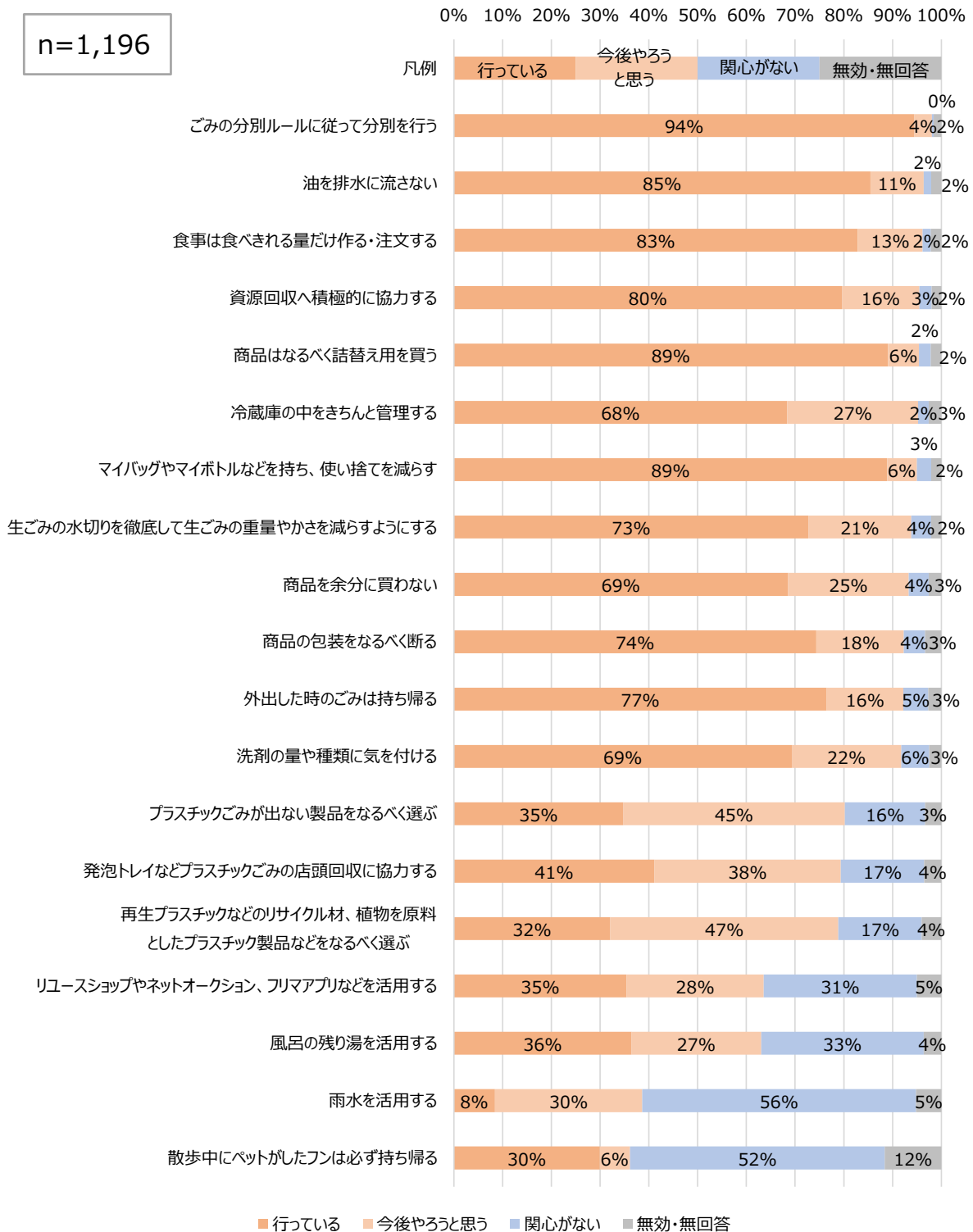


やってみたいと思う環境に関する体験等



ごみに関する取り組みの実施状況

n=1,196



第1章

第2章

第3章

第4章

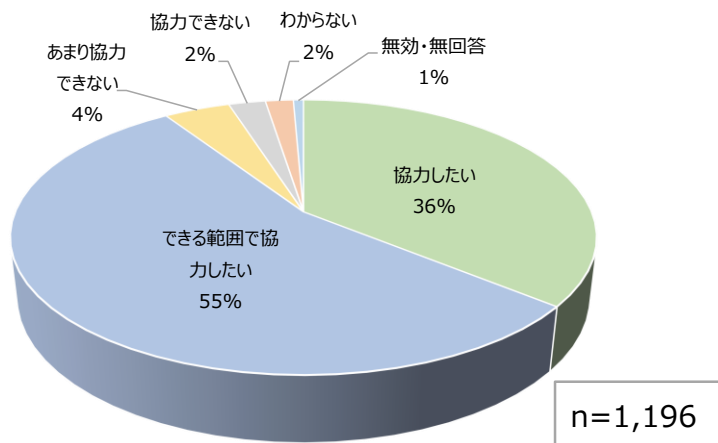
第5章

第6章

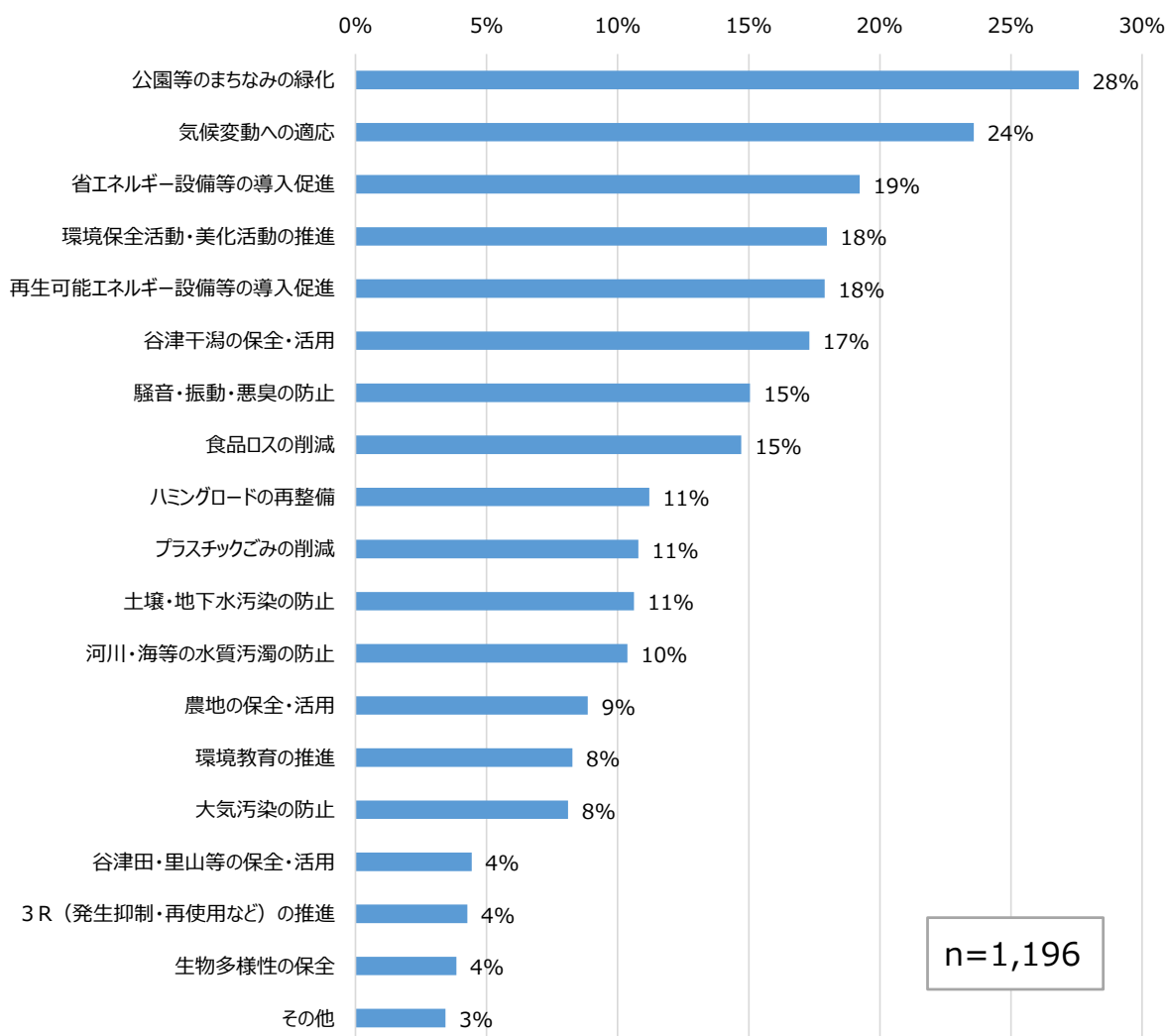
第7章

資料編

プラスチックごみ分別回収への協力



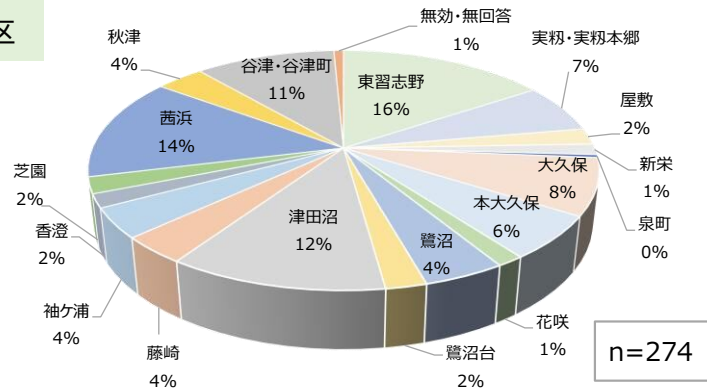
優先的に取り組んでほしい施策



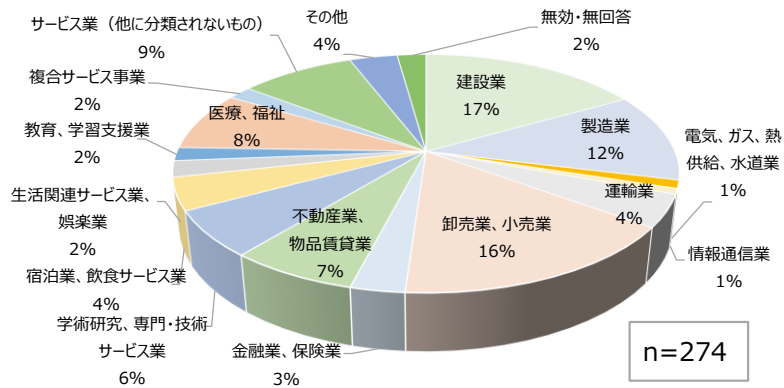
■ 事業者

回答事業所の属性

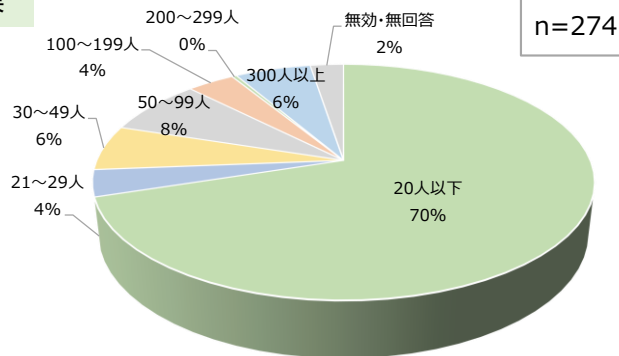
所在地



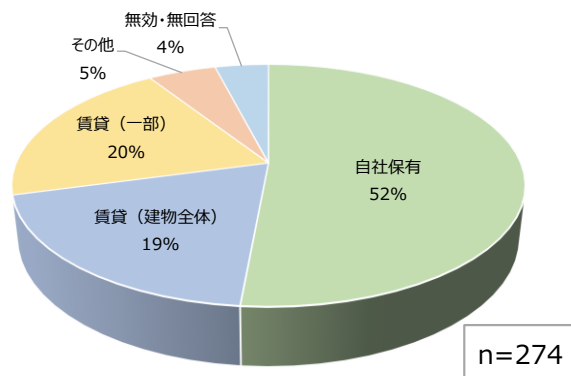
業種



従業員規模

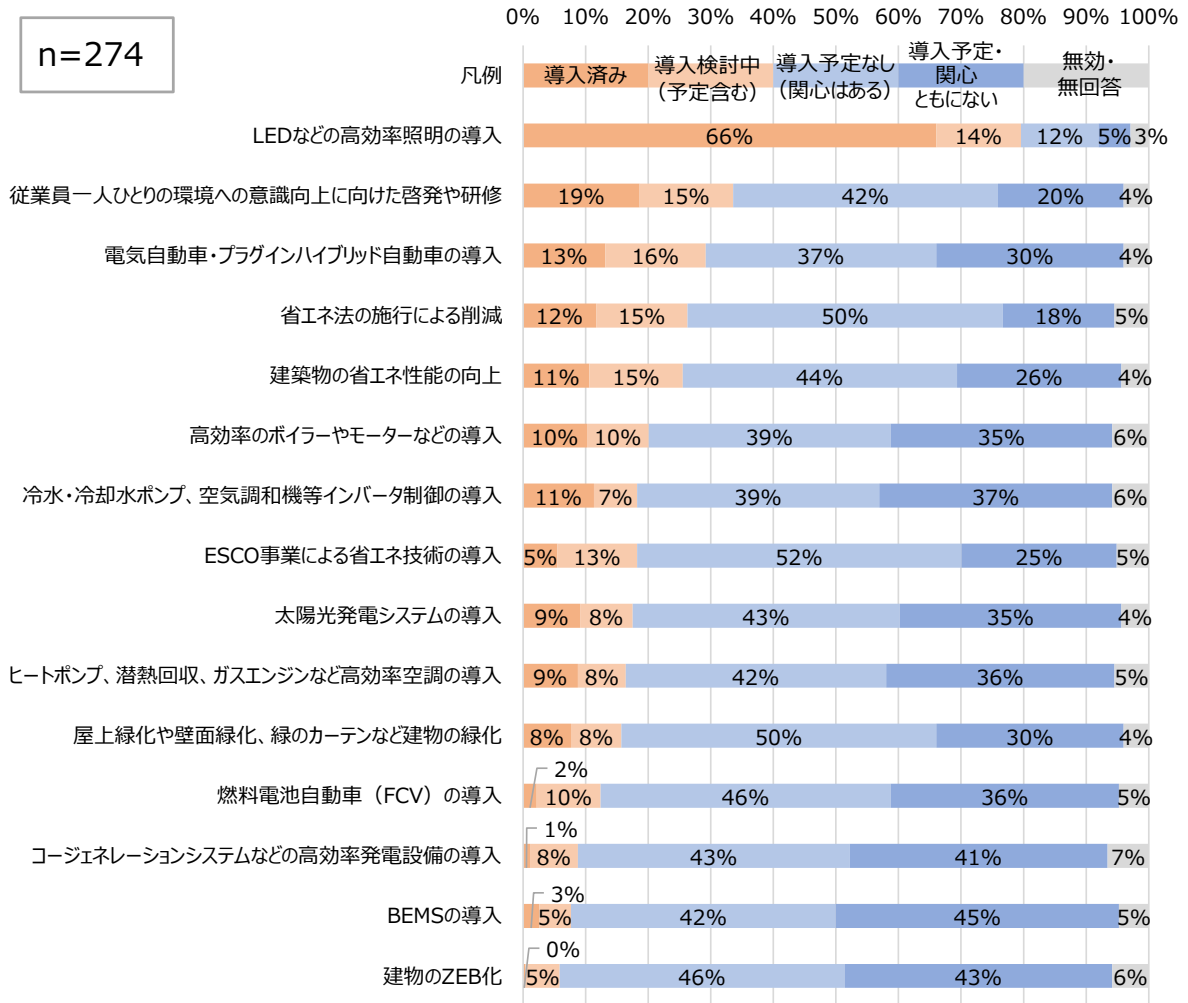


居住形態

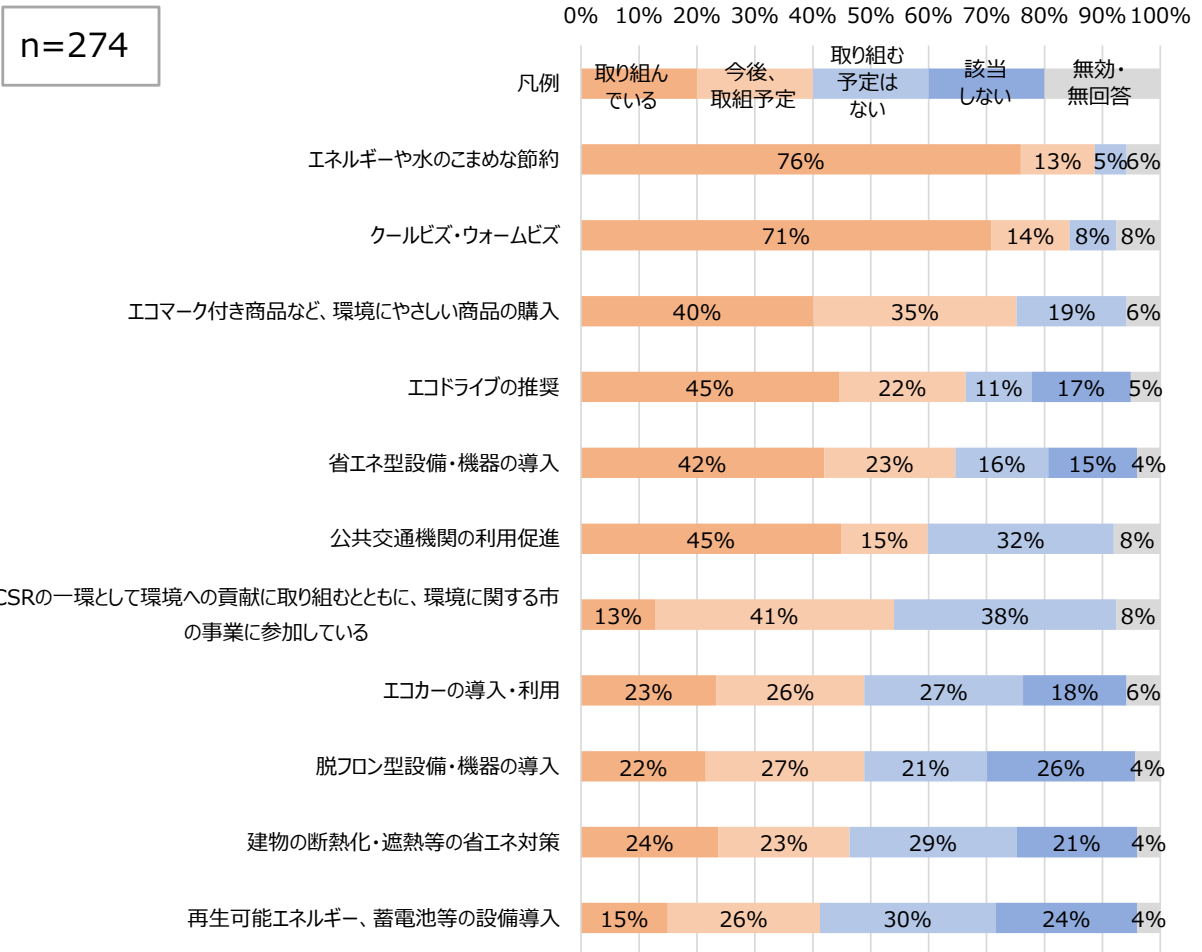


省エネ設備等の導入状況

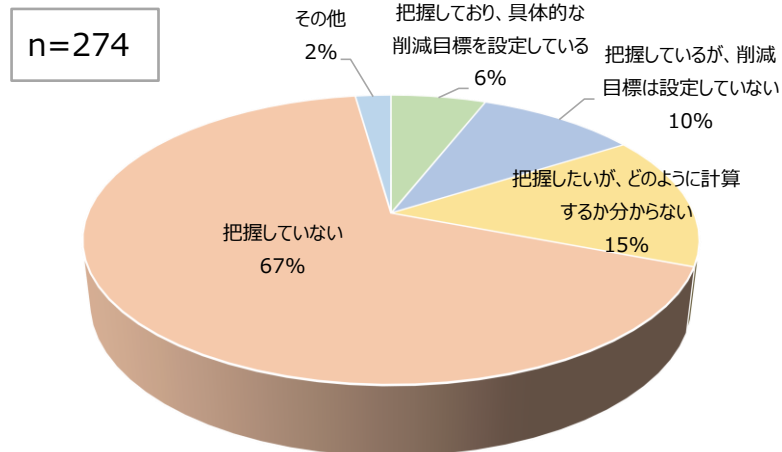
n=274



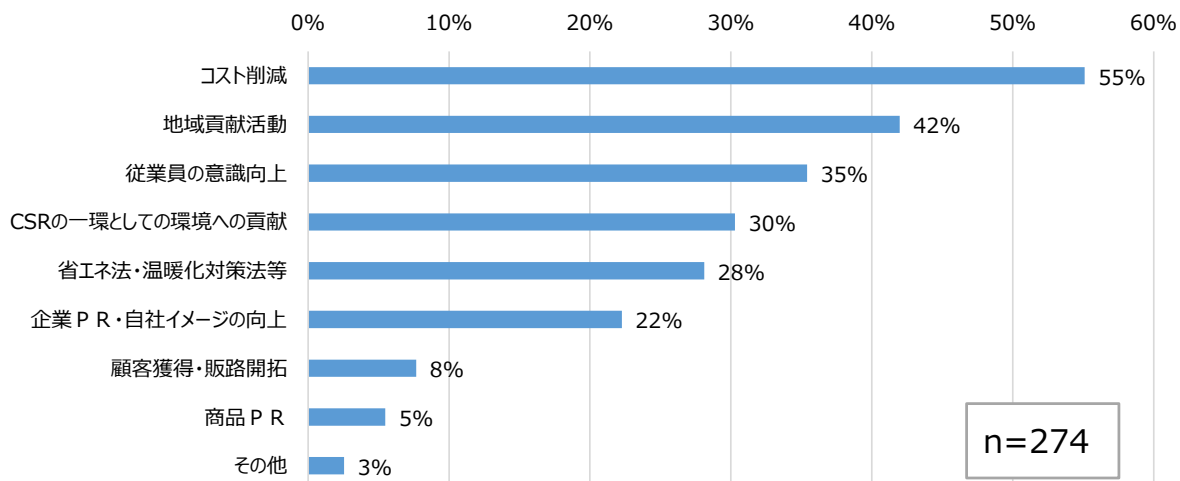
省エネ行動等の実施状況



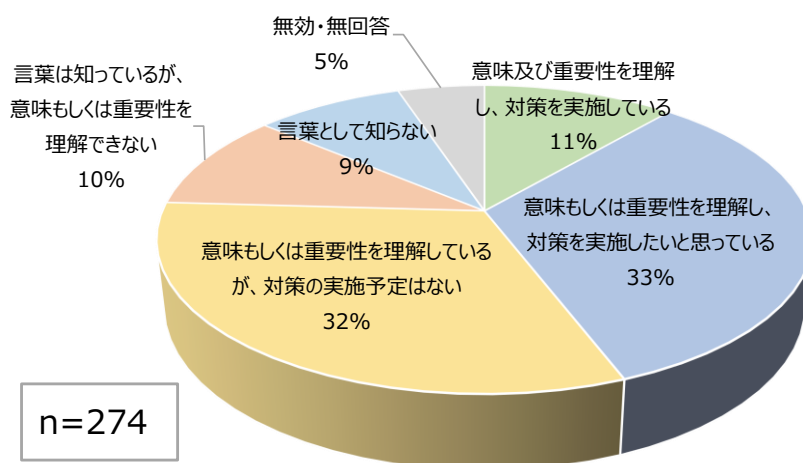
事業所における温室効果ガス排出量の把握状況等



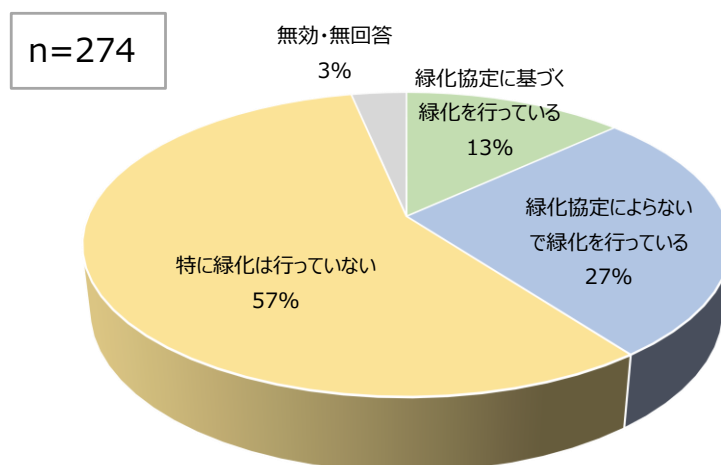
事業者が省エネ行動・温室効果ガス排出量の削減に取り組む理由



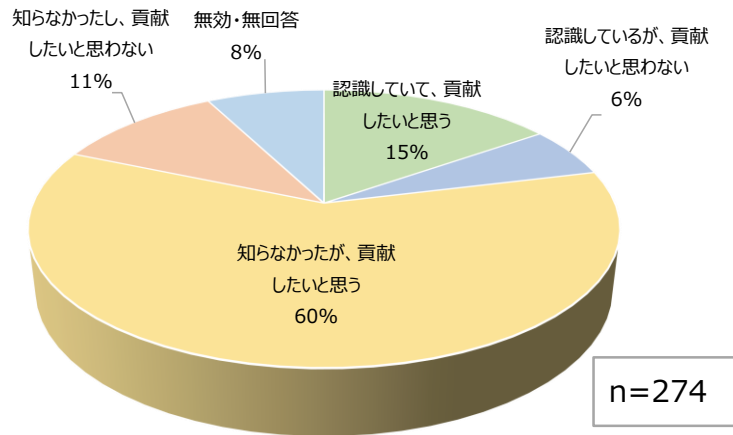
気候変動の影響に向けた取り組み（適応）の認識・実施状況



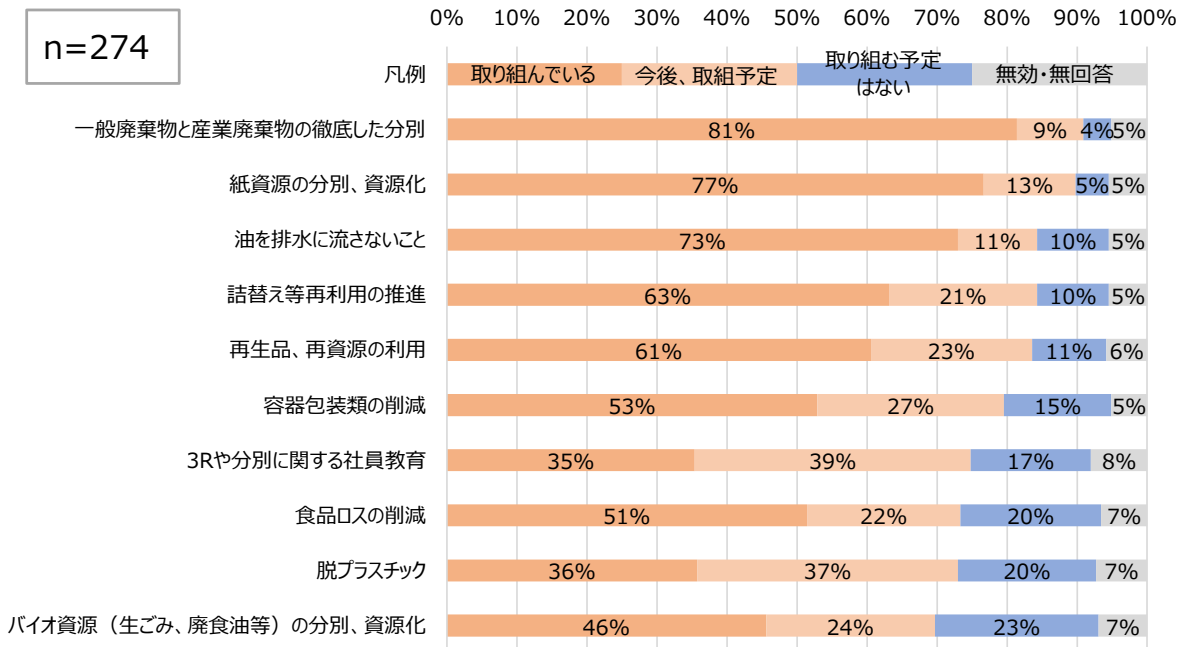
事業所敷地内の緑化状況



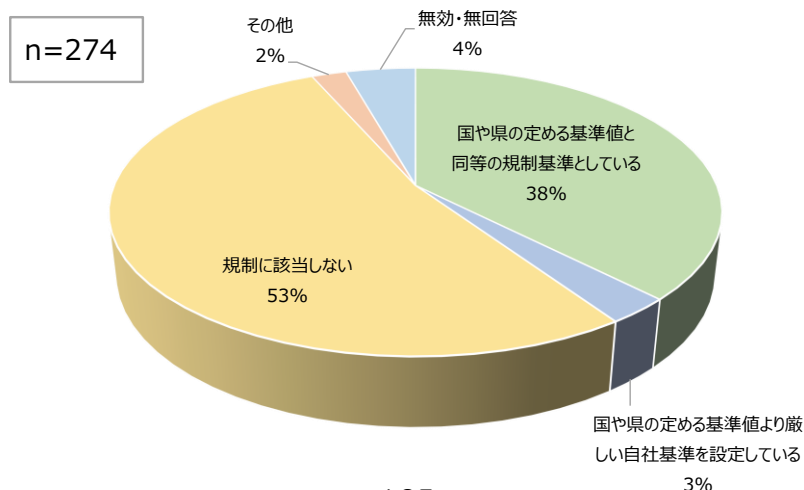
生物多様性に関する動向の認知度・意識



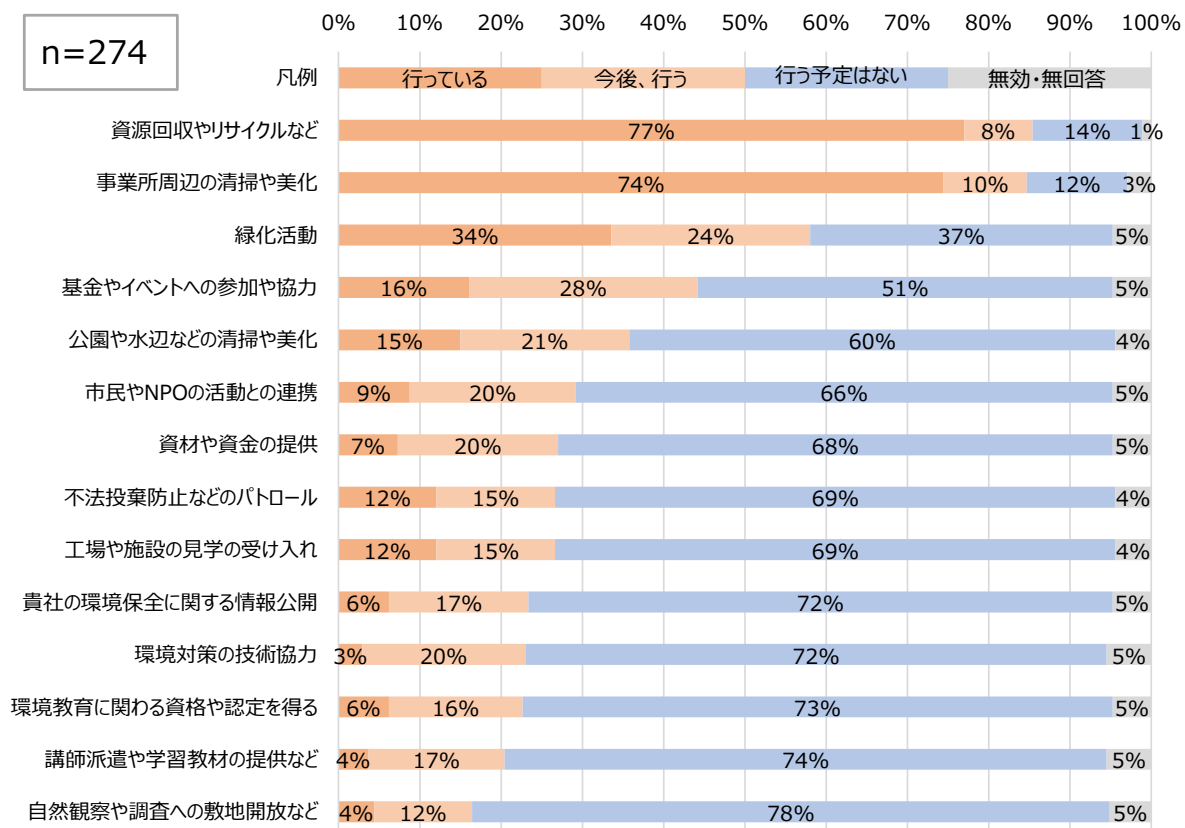
廃棄物の処理や資源化に係る取組状況



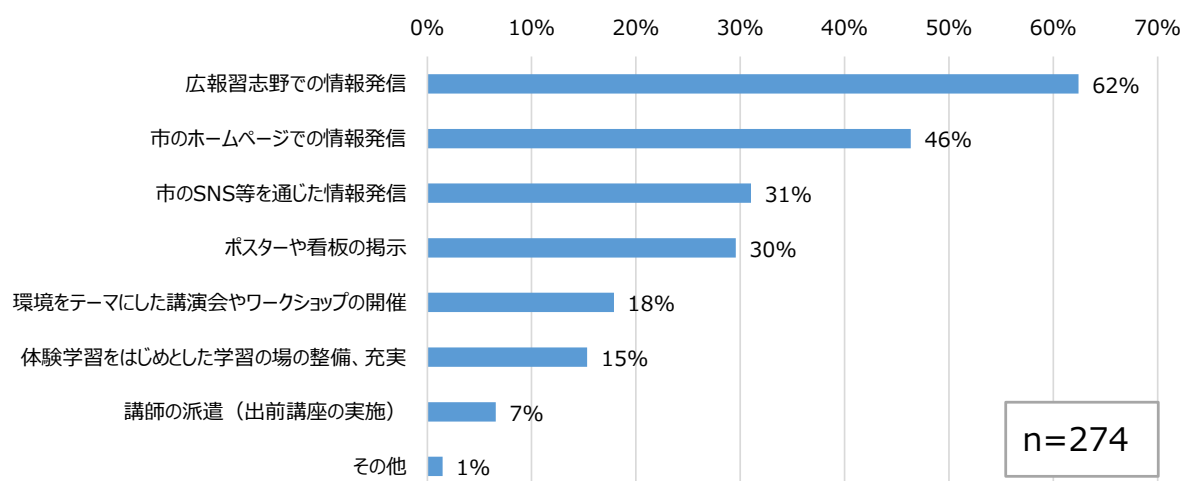
公害に係る規制基準の設定状況



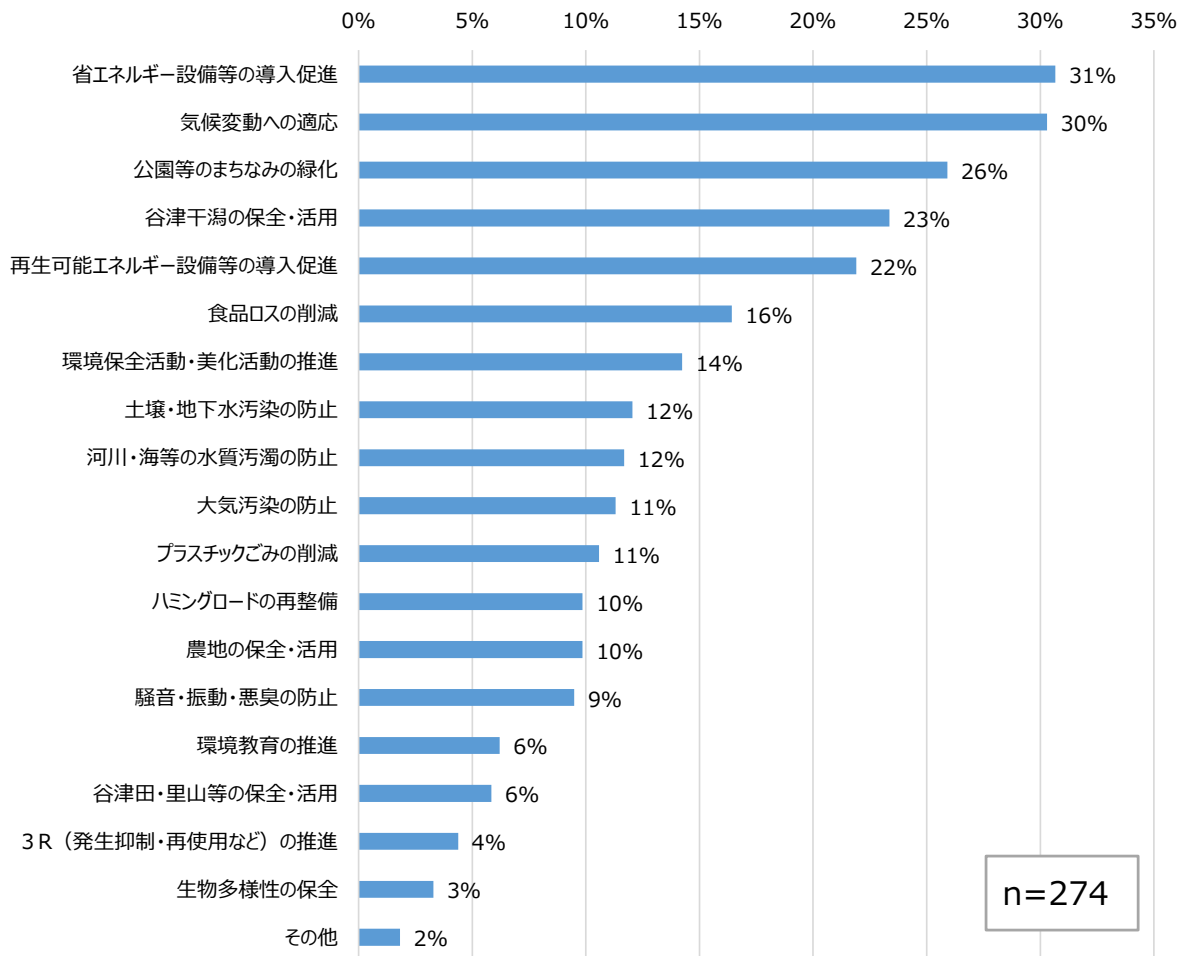
地域の取り組み等への参加・協力状況



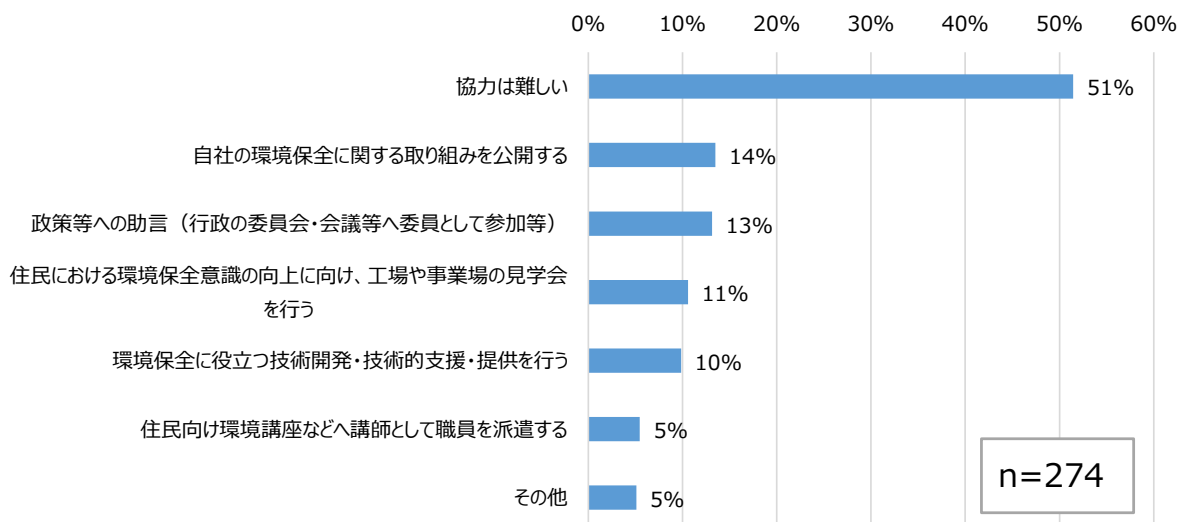
事業者が望む情報発信の方法



優先した取り組みを望む環境行政の施策



本市における環境保全等への協力



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

4 ワークショップの実施結果

(1) 実施の目的

本市における望ましい環境のあり方(キャッチフレーズ)について、高校生や大学生といった若者の視点からの意見をお聞きし、本計画における目指す環境像の参考とするためワークショップを実施しました。



ワークショップ中の様子

(2) 実施概要

	高校生	大学生
参加者	市内に所在する高校の在籍生 9名	市内に所在する大学の在籍生 15名
開催日・場所	令和7(2025)年5月10日 習志野市役所 会議室	
グループワーク 実施方法	ワールドカフェ方式(A~Dの4グループ) ● トークテーマ テーマ1:習志野市で残していきたい特徴や環境 テーマ2:習志野市で改善していきたい点 テーマ3:習志野市がどのような環境のまちになってほしいか テーマ4:習志野市の目指す環境像について	

(3) 当日の流れ

時間	項目
13:25~14:10	オリエンテーション(事前学習等) ● 開会の挨拶 ● 開催の目的 ● 環境学習「習志野市の環境の概況」
14:10~14:15	休憩
14:15~15:35	グループワーク
15:35~15:40	休憩
15:40~16:10	グループ発表
16:10~16:20	本日の振り返り等 ● 振り返り ● 記念撮影 ● アンケート
16:20頃	ワークショップ終了

(4) 環境学習「習志野市の環境の概況」

本市の環境の現況について、パワーポイント資料に基づく事前学習を行いました。

気象について

冬は乾いた、夏は湿気を多く含む季節風が吹く温暖な地域

- 平均気温 15.6℃、年間降水量 1,451.6mm/年、平均風速 1.8m/s
- 太平洋岸式気候

1999年～2023年の平均値

地勢等について

臨海部の埋立により広がった東京のベッドタウン

- ◆ 地勢
 - 千葉県北西部に位置、南に東京湾
 - 内部の自然地形（平野部・丘陵部）と臨海部の埋立地
- ◆ 面積
 - 昭和の市制施行、2度の埋立により拡大
 - 昭和初期 約6km²
 - 現在 20.97km²

土地利用について

JR総武線、京葉線による交通の便が良い住宅都市

課題 宅地化が進むことで、農地の減少が進んでいる

農地面積

産業構造について

就業者数は1次産業が減少、2次・3次産業で増加傾向（農業等）（製造業等）（サービス業等）

- ◆ 中小規模の事業所が多く、就業者数20人未満が全体の80%を占める

人口・世帯数について

県内で人口は9位、人口密度は3位（2023年1月時点）となっている

人口密度（2023年1月時点）

人口・世帯数について

人口は2021年頃から減少しており、高齢化も進む

- ◆ 世帯数は継続して増加しており、世帯当たりの人数は減少傾向

人口の推移

地球温暖化対策計画・国の温室効果ガス削減目標

今以上の地球温暖化を止めるには温室効果ガスの削減が必須

- ◆ 多くの自治体が国に合わせた目標設定、ゼロカーボンシティ宣言を実施

国の温室効果ガス削減目標

カーボンニュートラル・ゼロカーボンシティ宣言

2023年6月「ゼロカーボンシティ習志野」を表明済み

- ◆ ゼロカーボンシティ宣言とは、2050年までのカーボンニュートラルを目指すことを宣言した自治体のこと

カーボンニュートラル

- エネルギー消費などによる排出量
- 森林などによる吸収量
- 上記を合わせて、±ゼロにする

温室効果ガス排出量について

2021年度は2013年度比10.7%減少

課題 2030年度に46%削減を達成するには、まだまだ削減が必要

習志野市の温室効果ガス排出量

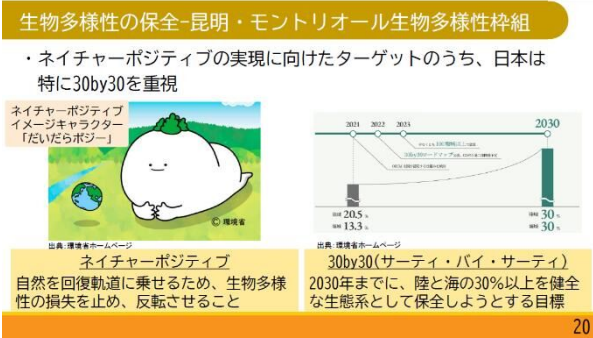
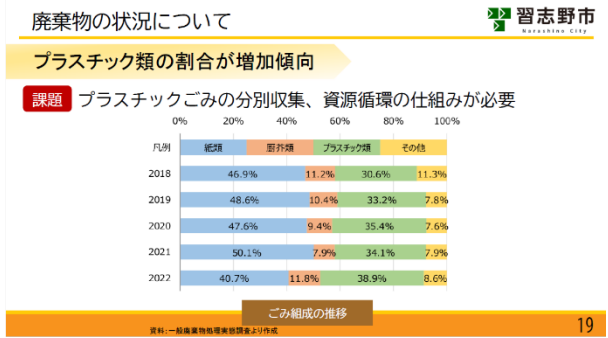
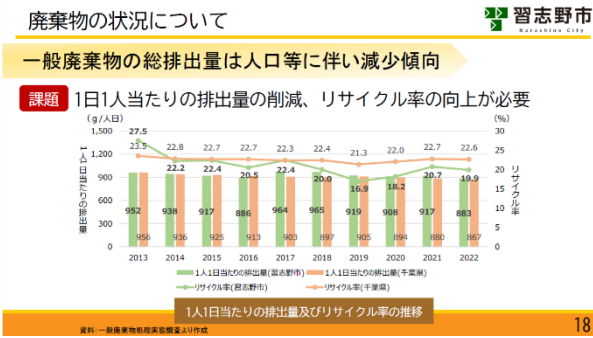
再生可能エネルギーの導入状況について

再エネは太陽光発電設備の導入が進んでいる

課題 さらなる太陽光発電の導入、電力の省エネが必要

電力需要や再エネ発電量の比較

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編



- ### 大気や水質等の状況について
- 大気：概ね良好
(光化学スモッグ注意報発令日数は、2023年度で年4日(計8時間)基準超過)
 - 水質：河川、海域ともに概ね良好
(河川：浜田川で鉛、ふっ素、ほう素が基準値を若干超過)
(海域：全亜鉛など、一部項目は環境基準未達成)
 - 土壌：良好
 - 地下水：2地区で環境基準を超過
(県と地下水汚染浄化対策指等を実施)
 - 騒音：概ね良好
(一部道路騒音は環境基準未達成だが要請限度の超過は無し)
 - 公害苦情件数：52件(騒音31件、振動8件、悪臭7件など)
- 環境基準は、環境基本法第16条の規定に定められている行政上の目標であり、公害発生源に対する規制基準とは異なる
- 資料：環境省ホームページ

- ### 環境保全活動等の状況について
- 環境教育・環境学習
- ・谷津干潟観察センターや谷津干潟の観察(市内の小学4年生対象)
 - ・「谷津干潟の日」(6月10日)との関連イベントなど
- 環境保全活動
- ・谷津干潟ボランティアによる各種活動
 - …谷津干潟ジュニアレンジャー(小中学生)
 - …谷津干潟ユース(高校生・大学生) など
- 資料：谷津干潟自然観察センターホームページ

(5) 実施結果概要

参加者には本市における望ましい環境のあり方として、目指す環境像につながるキャッチフレーズを検討頂きました。



グループワークにおける検討の様子

《キャッチフレーズの検討に際した意見等》

- 本市の特徴として谷津干潟や鳥といった自然環境があり、残していく必要がある。
- 人と緑が交わり循環していくようなまちづくりをしていきたい。
- 人の行いが本市の環境へ変換され、変化した環境から人が新たな恩恵を受けるといった循環のサイクルをつくるのが重要と感じた。
- 色々な環境について次の世代に伝える必要がある。
- 誇れるまち、愛着を持っているまちを目指すにあたって、人、自然、人との繋がり、地元の良さを外側に伝えていきたい。



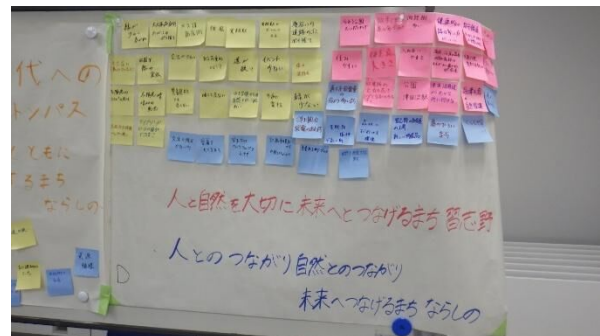
A グループ



B グループ



C グループ



D グループ

各グループの検討結果

グループ別キャッチフレーズ

グループ	目指す環境像としてのキャッチフレーズ
A	・人と緑の巡るまち
B	・人と自然の循環 すみやすいまちならしの
C	・次世代のバトンプラス~自然とともに発展するまち ならしの~
D	・人と自然を大切に未来へつなげるまち 習志野 ・人とのつながり自然とのつながり未来へつなげるまち ならしの

5 諮問・答申

(1) 諮問

習志野市環境審議会
会長 朝倉 暁生 様

習志野市環境審議会条例第2条の規定により下記事項について貴審議会の意見を求めます。

次期習志野市環境基本計画策定について

現習志野市環境基本計画は、令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな習志野市環境基本計画を策定するものです。

環 政 第 266 号
令和7年9月24日

習志野市長 宮本 泰介

(2) 答申

習志野市長 宮本 泰介 様

令和7年9月24日付け環政第266号で、本審議会に諮問がありました内容につきまして、本審議会において、慎重に審議したところ、内容についてはおおむね妥当なものであると判断します。

なお、審議過程で提示された個別の意見については以下に付記します。

今後の環境政策の実施において、これらの意見を尊重して頂くことを希望します。

次期習志野市環境基本計画策定について

意見1:各指標の計画目標値については、分かりやすい表現に配慮すること。

意見2:令和7年夏の記録的な高温について、地球温暖化にかかる現況として記述してほしい。

令和7年10月14日

習志野市環境審議会 会長 朝倉 暁生

※実際の「諮問・答申」は、本計画以外の内容が含まれているため、抜粋したものを掲載した。

6 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施時期

令和7(2025)年11月1日(土)~11月30日(日)

(2) 公表場所と公表方法

名称	場所	公表方法
環境政策課	市役所4階	閲覧、配布
市民公聴課	市役所4階	閲覧、配布
情報公開コーナー	市役所グラウンドフロア	閲覧
総合案内	市役所グラウンドフロア、1階	配布

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、ちば電子申請サービス

(4) 意見提出数

- 提出者数:6人
- 受付件数:28件
- 意見件数:100件

分類別内訳

意見箇所		件数
第1章	計画の基本的事項	0件
第2章	環境の現状	2件
第3章	目指す環境像と基本目標	0件
第4章 施策体系 及び施策	基本目標1 地球環境	39件
	基本目標2 循環型社会	14件
	基本目標3 自然環境	3件
	基本目標4 自然環境	4件
	基本目標5 環境保全活動	3件
第5章	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	31件
第6章	地域気候変動適応計画	2件
第7章	計画の推進	2件
合計		100件

7 温室効果ガス排出量の算定方法

二酸化炭素 (CO₂) 排出量の算定方法

ガス・部門		算定方法	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー転換部門	ガス事業者の自家消費量×排出係数	
	産業部門	農林水産業	炭素排出量(千葉県)×44÷12×従業者数比(習志野市/千葉県)
		建設業	炭素排出量(千葉県)×44÷12×従業者数比(習志野市/千葉県)
		製造業	炭素排出量(千葉県)×44÷12×製造品出荷額等比(習志野市/千葉県)
	業務その他部門	炭素排出量(千葉県)×44÷12×業務系延床面積比(習志野市/千葉県)	
	家庭部門	<p>【電力】 炭素排出量(千葉県)×44÷12×世帯数比(習志野市/千葉県)</p> <p>【都市ガス】 家庭用販売量×排出係数</p> <p>【プロパンガス・灯油】 世帯あたりの使用量原単位×世帯数(習志野市)×排出係数</p> <p>※プロパンガス及び灯油の使用量原単位は以下により算出 {2人以上世帯の1世帯あたり燃料使用量×(1-習志野市単身世帯割合)}+{2人以上世帯の1世帯あたり燃料使用量÷2×習志野市単身世帯割合}</p>	
	運輸部門	自動車	燃料消費量(千葉県)×車種別自動車台数比(習志野市/千葉県)×排出係数
		鉄道	鉄道会社別電力消費量×営業キロ数比(習志野市内/鉄道会社全体)×排出係数
廃棄物分野	<p>【プラスチック】 一般廃棄物焼却量×プラスチックごみの割合×プラスチックの固形分割合×排出係数</p> <p>【合成繊維】 一般廃棄物焼却量×繊維くずの割合×繊維くずの固形分割合×繊維くず中の合成繊維の割合×排出係数</p> <p>【紙くず】 一般廃棄物焼却量×紙くずの割合×紙くずの固形分割合×排出係数</p>		

※炭素排出量から二酸化炭素排出量への変換値として「×44÷12」を用いた。

メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) 排出量の算定方法

ガス・部門		算定方法	
メタン (CH ₄)・ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料燃焼 分野	自動車	自動車走行キロ数(千葉県)×車種別自動車保有台数比(習志野市/千葉県)×排出係数×地球温暖化係数
	廃棄物 分野	焼却処分	一般廃棄物焼却量×排出係数×地球温暖化係数
		排水処理	<p>【終末処理場】 年間下水処理量×排出係数×地球温暖化係数</p> <p>【し尿処理施設】 (し尿処理量+汚泥処理量)×排出係数×地球温暖化係数</p> <p>【生活排水処理施設】 年間処理人口×排出係数×地球温暖化係数</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

8 習志野市環境基本条例

平成 11 年 9 月 28 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、習志野市文教住宅都市憲章の理念にのっとり、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたつて維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷をすべての者の公平な役割分担のもとに、できる限り低減することによつて、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できる調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全についての施策に、市民の意見を反映させるとともに、意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境月間及び谷津干潟の日)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月を環境月間とする。

2 谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を谷津干潟の日とする。

3 市は、環境月間及び谷津干潟の日の制定趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、習志野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ習志野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たつての配慮)

第10条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たって当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全に適正な配慮がなされるように、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第 17 条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等の実施)

第 20 条 市は、環境の状況の把握及び環境の保全に関する施策を適正に実施するとともに、環境の保全に必要な調査、監視及び測定等の実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(国際協力の推進)

第 22 条 市は、谷津干潟の保全と利用に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境の保全の推進体制の整備)

第 23 条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

9 用語集

本計画の第1章～第7章において、右上に番号を付した用語の説明を以下に示します。

あ行

青潮	大量に発生したプランクトンの死骸が海底で分解され、酸素が多く消費された下層の海水が、強い風や潮の流れによって沿岸部の表層に上昇し、酸素と反応し生成された硫黄分により海面が青白く見える現象のこと。
ウェルビーイング	第六次環境基本計画におけるウェルビーイングは、国民一人ひとりの生活の質や幸福度を向上させることを主な目的としている。
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)等、地表から放出される熱を吸収して再放出することで、地球の温度を上昇させるガスのこと。

か行

カーボンオフセット	温室効果ガスの排出を削減したり吸収したりする活動に投資することで、排出量を埋め合わせる考え方。
学校ビオトープ	ビオトープとは、水辺や森林等の自然環境を再現し、生物多様性の保全や生きもの観察を楽しむための小規模な生態空間のことを指す。その中でも学校ビオトープとは、学校の敷地内に設けられたもののこと。
環境収容力	ある環境において、生物が継続的に生存できる最大個体数のこと。
九都県市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成されており、「九都県市首脳会議」では首都圏の広域的課題へ連携した取り組みを実施している。
気候変動	地球の気候システムにおける長期的な変化で、主に温室効果ガスの排出による地球温暖化が原因となる。
京都議定書	平成9(1997)年に日本の京都で開催された気候変動枠組条約の締約国会議において採択された国際的な合意であり、先進国に対して温室効果ガスの排出削減目標を設定し、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間にこれを達成することを求めた。
国連サミット	国際連合が主催する会議であり、各国の首脳や政府代表が集まり、持続可能な開発、気候変動、貧困削減等の重要なグローバルな問題について議論する。
国連気候変動枠組条約締約国会議	気候変動に関する国際的な合意を推進するための年次会議。
昆明・モントリオール生物多様性枠組	令和3(2021)年に中国の昆明で開催された生物多様性に関する国際会議で採択された新たな枠組みであり、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な目標や行動計画を定めている。

さ行

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	国連サミットで採択された国際的な行動計画のこと。
首都圏再エネ共同購入プロジェクト	脱炭素社会の実現に向け、地域の民生部門の脱炭素化に取り組む首都圏の自治体と連携し、再エネ電力や非化石証書の共同購入を行うプロジェクト。自治体が地域事業者の脱炭素化を支援する。
循環共生型社会	資源のリサイクルや再利用を重視し、廃棄物を最小限に抑えることで、環境保護と持続可能な経済成長を目指す社会のモデル。
食品ロス	食品が生産から消費までの過程で、食べられる状態にもかかわらず廃棄されること。
次世代自動車	環境負荷を低減するために開発された新しいタイプの車両で、主に電気自動車 (EV) やハイブリッド車 (HV)、燃料電池車 (FCV) 等が含まれる。
生物多様性	地球上に多種多様な生きものが存在し、その一つひとつの生命が個性を持ってお互いにつながりバランスを保ちながら、直接的・間接的に支え合って生きていること。
世帯の小規模化	1 世帯あたりの人数が少なくなっていることを指し、要因としては未婚率の上昇や晩婚化による大人のみの世帯の増加、高齢化による高齢者の一人暮らしの増加等が挙げられる。

た行

脱炭素社会	温室効果ガスの排出を大幅に削減し、最終的にはゼロに近づけることを目指す社会のこと。
長期優良住宅	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。
低炭素電力	化石燃料を利用せず、太陽光、水力、風力等により創出された電力を多く含む電力のこと。
デコ活	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。
電化	機器やシステムのエネルギー源を電気以外の化石燃料等から電気へ置き換えること。

な行

ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。
ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量を削減し、残った排出を相殺することによって、実質的に排出量をゼロにすることを指す概念。

は行

パッシブデザイン	太陽の光・熱、地熱、風等の自然のエネルギーを最大限に利用し、人工的なエネルギーの使用を抑えつつ快適な住環境を生み出す建築設計の手法。
パリ協定	京都議定書に代わる、令和 2(2020)年度以降の気候変動に対する国際的な取り組みを強化するための国際的枠組み。
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ	東アジアとオーストラリアの間にある重要な渡り鳥の飛来経路を保護するための国際的な協力体制のこと。湿地や生息地の保全を通じて、渡り鳥の生息環境を守ることを目的とする。
貧酸素水塊	水中の溶存酸素濃度が非常に低い領域を指す。このような水塊は、主に栄養素の過剰供給や水の循環が悪い場所で発生しやすく、特に夏季に温暖な水温が続くときに見られる。
プラスチックごみ問題	プラスチック製品が使われた後に適切に処理されず、環境中に残存することによって引き起こされる問題のこと。
ペロブスカイト太陽電池	ペロブスカイト構造を持つ材料を使用した新しいタイプの太陽電池である。従来のシリコン太陽電池に比べて軽量で製造コストが低いという利点がある一方、耐久性や長期的な安定性等の課題も残る。

ま行

メタネーション技術	二酸化炭素(CO ₂)と水素(H ₂)を反応させてメタン(CH ₄)を生成するプロセスであり、再生可能エネルギーから得られた水素を利用して、温室効果ガスの削減やエネルギーの貯蔵を目的とする。
-----------	---

ら行

ラムサール条約	水鳥の生息地である湿地の保全と持続可能な利用を目的とした国際的な条約。
---------	-------------------------------------

わ行

ワンウェイプラスチック	使い捨てを目的として設計されたプラスチック製品のこと。
-------------	-----------------------------

その他

1.5℃目標	地球温暖化を抑制するために、産業革命前の平均気温からの上昇を1.5℃以内に抑えることを目指す国際的な目標。
3010 運動	国が推奨する宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会の最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食べ切ろうとするもの。
3R	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つの言葉の頭文字を取ったもので、資源の消費を抑え、廃棄物を減らすための循環型社会を促進するための基本的な考え方。
DX	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、デジタル技術を活用してビジネスや社会のプロセスを革新し、価値を創造することを指す。
DO	溶存酸素(Dissolved Oxygen)の略で、水中に溶け込んでいる酸素のこと。

GX	グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略で、環境に配慮した持続可能な社会を実現するための変革を指す。
HEMS	HEMS (Home Energy Management System) は、家庭内のエネルギー使用を管理・監視するシステムであり、電力の消費状況を可視化し、効率的なエネルギー利用を促進する。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略で、気候変動に関する科学的知見を評価し、国際的な政策決定に貢献するために設立された国連の機関。
ppm	環境中の微量物質の濃度を表す単位であり、空気 1m ³ 中に含まれる該当成分の量 (mL) を表す。
SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、国連が定めた 17 の目標と 169 のターゲットから成る国際的な枠組み。令和 12 (2030) 年までに持続可能な社会を実現するための具体的な指針を示す。
SSP	気候変動が進行した場合のすじがき (シナリオ) であり、将来の社会経済の発展の傾向を考慮したもの。
ZEB	Net Zero Energy Building の略で、建物で使う一次エネルギー (電気に変換される前の石炭や天然ガス等のエネルギー資源) の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを指す非住宅 (オフィスビル、公共施設等) のこと。
ZEH	Net Zero Energy House の略で、建物で使う一次エネルギー (電気に変換される前の石炭や天然ガス等のエネルギー資源) の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを指す住宅のこと。